

Newsletter



Institute for International Monetary Affairs
公益財団法人 国際通貨研究所

インドの金融セクターのリスク評価

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 副部長 中村 明

<要旨>

1. インドにおいて、銀行は家計や企業の資金調達に重要な役割を果たしているが、銀行貸出の規模は名目 GDP の 5 割程度である。これは不良債権増加に伴う銀行の貸出姿勢の慎重化などによる。一方で、株式および社債といった直接市場を通じた企業の資金調達は、2017 年に名目 GDP と同規模、銀行与信の 2 倍強に達した。
2. 現在、国内銀行部門において、圧倒的な総資産および預金残高を有しているのは指定商業銀行であり、とりわけ国営銀行の規模が大きい。
3. 指定商業銀行の不良債権比率は、2012 年 3 月時点より緩やかに上昇を続け、中央銀行であるインド準備銀行 (Reserve Bank of India, RBI) が、2015 年度から厳格な資産査定を実施するようになったことなどから、2016 年 3 月時点で急上昇した。不良債権比率は 2016 年以降も上昇基調を続け、2018 年 9 月は 10.8% と同年 3 月の 11.2% からわずかに低下したが、依然として高水準にある。
4. 指定商業銀行の不良債権比率の内訳を銀行の属性別にみると、国営銀行は上昇が顕著であり、不良債権は国営銀行に集中している様子がうかがえる。主因は、国営銀行が、政府の実質的な資金調達先として利用された結果、貸出評価に甘い基準が適用されてきたことである。①航空・通信など特定産業やインフラ建設など特定用途向けの、②主として中長期の貸出が増えたことが、国営銀行の不良債権の増大の原因となった。
5. 政府および監督官庁の RBI は不良債権処理の進展を目指し、破産・倒産法の施行と国営銀行への公的資金の注入を実施してきた。最終的な公的資金の注入額は 2.05 兆ルピー (314.9 億ドル) とされる。公的資金の注入額は、名目 GDP の 1.3% にとどまるため、引き続きインドの高成長が見込まれるなかにあっては、経済の拡大により十分吸収できると考えられる。インドのマクロ経済にとってのインパクトは限定的

であろう。

6. RBI は、これらの対策の効果などから、指定商業銀行の不良債権比率が 2019 年 3 月および 9 月にかけて緩やかに低下を続けるとの試算を発表している。国営銀行の不良債権比率は依然として高水準ながら、上昇に歯止めがかかる見通しである。
7. インドは 2018 年末時点で 3,680 億ドル、同年の輸入の 8.6 か月分の外貨準備高を有しており、外貨繰りの懸念は小さい。①不良債権処理が進展しつつあること、②予定されている公的資金注入額のマクロ経済に対する負荷が大きいこと、および③インドの対外債務残高は経済規模との対比でみて大きくないことから、不良債権問題が資本流出につながる可能性は小さいと考えられる。不良債権問題が国情および外貨繰りへ大きな影響を及ぼす事態を懸念する必要はなかろう。
8. インドの銀行部門の課題は、銀行再編と民営化により国営銀行の経営効率を高めることだが、向こう数年の間にこれらが進捗するとは考えにくい。
9. 従来から問題視されてきた中銀の政府からの独立性の欠如は解消されず、今後も銀行監督について、政府の中銀への関与が続くと考えられる。少なくとも 4、5 月の総選挙までは、中銀の独立性が現在より改善する見通しは立たず、むしろ悪化する可能性の方が大きいと判断される。
10. 銀行再編と民営化による経営効率の改善が進まないなかで、政府から中銀への圧力により国営銀行を通じた採算性の低い融資が増えることが、ようやく進捗し始めた不良債権問題の解決の障害となるおそれがある。この点を当面のインドのマクロ経済における重大なリスク要因と捉える必要がある。

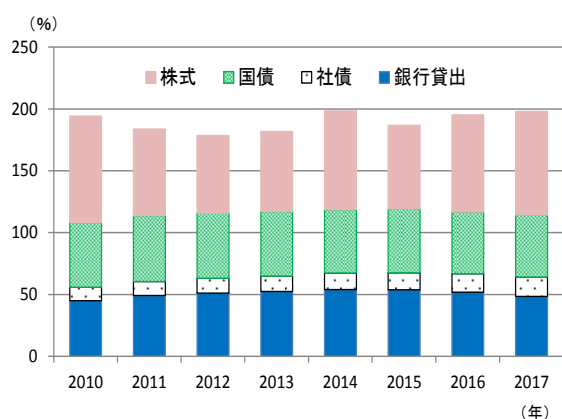
1. 金融セクターの概観

(1) インドの金融・資本市場の規模

インドにおいて、銀行は家計や企業の資金調達に重要な役割を果たしているが、銀行貸出の対名目 GDP 比率は 5 割程度である。これは不良債権増加に伴う銀行の貸出姿勢の慎重化などによるもので、2017 年は同比率が 48.4% にまで低下した(図表 1、図表 2)。

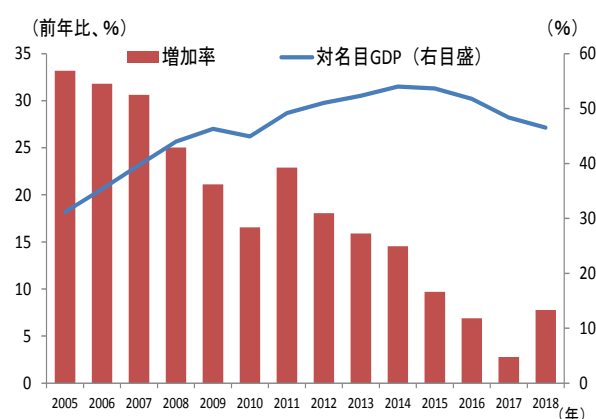
一方で 2010 年以降、株式の対名目 GDP 比率は 6 割を、社債の同比率は 1 割を上回る状況が続いてきた。2017 年は株式(時価総額)が同 83.7%、社債(発行残高)が同 15.8% と、直接市場を通じた企業の資金調達は名目 GDP とほぼ同規模(同比率が約 100%)、銀行与信の 2 倍強に達した。銀行が不良債権問題の深刻化に伴い貸出姿勢を慎重化させる一方で、株式市場の活況により、企業の株式発行を通じた資金調達が容易となったことが原因とみられる。

図表 1：インドの金融部門の推移
(対名目 GDP 比率)



(出所) インド準備銀行 (RBI)、インド証券取引委員会

図表 2：インドの銀行貸出残高の推移



(注) 指定商業銀行の貸出残高。

(出所) IMF、RBI、インド証券取引委員会

(2) インドの銀行部門の変遷と概要

独立後のインドでは、インド型社会主義と呼ばれる計画経済的色彩の強い「混合経済体制」が敷かれた。その後、経済の「社会主義路線」が強化されるなか、銀行部門では1969年に、主要な商業銀行の国有化という大掛かりな制度改革が行われた。国有化により、農業をはじめ小規模工業、輸出産業といった特定分野向けの重点的な貸出が、政府の計画に沿うように拡大された。

以後、国営銀行を通じて、農村での制度金融の普及という課題への取組みが本格化し、出店ペースの加速が銀行の資産規模の拡大につながるプラスの効果を生んだ。一方、特定分野向けの貸出評価に甘い基準が適用されるなど、マイナスの効果もみられた。

その後、インドは開放路線へ体制を移行し、1991年以降その成果をより高めるために金融改革が開始された。銀行部門では、①収益力の向上、②不良債権比率の低下、③競争力のある民間銀行の設立などが実現した。もっとも、現在も銀行部門の中心的存在は、指定商業銀行のうちの国営銀行 (Public Sector Banks) であり、その民営化は進んでいない。また、依然として特定分野に対する貸出に目標が課せられ、銀行の国債保有率が高いなど、かつての社会主義的な経済体制の影響も色濃く残っている。

(3) インドの銀行部門の現状—主要な業態の概要

以下の図表 3 にみられるように、インド国内において、圧倒的な総資産および預金残高を有しているのは指定商業銀行であり、とりわけ国営銀行の規模が大きい。

図表 3：インドの銀行の基本データ（2018年3月末）

業態		銀行数	総資産	預金残高	英語名称
銀行	指定商業銀行	97	152,017 2,338	117,709 1,810	Scheduled Commercial Banks
	国営銀行	27	100,352 1,543	82,623 1,271	Public Sector Banks
	民間銀行	21	42,989 661	30,137 463	Private Sector Banks
	外国銀行	49	8,676 133	4,949 76	Foreign Banks
	地域農村銀行	56	4,771 73	3,719 57	Regional Rural Banks
	地域銀行	4	8 0.1	6 0.1	Local Area Banks
	協同組合銀行	95,935	14,810 228	9,689 149	Co-operative Banks
	都市協同組合銀行	1,551	5,632 87	4,565 70	Urban Cooperative Banks
	地方協同組合信用機関	94,384	9,178 141	5,124 79	Rural Cooperative Credit Institutions
	非銀行	全インド金融機関	4	6,034 93	2,467 38
ノンバンク		10,190	19,798 304	N.A. N.A.	Non-Banking Financial Companies

（注）総資産と預金残高の単位は上段が10億ルピー、下段が10億ドル。

（出所）インド準備銀行（RBI）“Report on Trend and Progress of Banking in India 2017-18”

主要な業態の概要は以下の通りである。

① 指定商業銀行

インドの銀行部門（ノンバンク等の非銀行を除く）の中心は、指定商業銀行と協同組合銀行である。両者を比較すると、店舗数は、協同組合銀行が指定商業銀行を大きく上回る一方で、総資産規模は指定商業銀行が協同組合銀行の約10倍と、銀行部門の大半を占めている。

（ア）国営銀行

指定商業銀行のなかで存在が圧倒的に大きいのが国営銀行であり、指定商業銀行全体の総資産のうちの約7割弱を占める。社会主義経済下で正規金融の普及という国家の政策を担った過去から、支店網は民間銀行に比べて地方に厚い。

（イ）民間銀行

民間銀行は、旧民間銀行（Old Private Sector Banks）と、新民間銀行（New Private Sector Banks）に分かれる。旧民間銀行は、前述の銀行国有化計画から外れた小規模の銀行である。一方、新民間銀行は、金融改革開始後の1993年と2001年に発表された参入ガイドラインに基づいて設立された銀行である。総資産規模では新民間銀行が圧倒的に大きい。なお、旧民間銀行と新民間銀行の間で、業務内容や顧客基盤に制度的な差が設けられてはいない。

(ウ) 外国銀行

欧米の銀行のほか、中東、アジア、日本の銀行が進出している。大手英米銀行を除いて多くは小規模であり、総資産は商業銀行全体の数パーセントに過ぎない。大半の外銀は取引を法人向けに集中させており、外銀全体で7割以上の店舗が大都市に立地する。インドにおける投資銀行業務の規模は小さいが、そのシェアの大半は外銀が占める。

② 地域農村銀行

地域農村銀行は、農村地域、とくに同地域の低所得層に適合した銀行システムの設立・定着を目的に、1976年に設立された。資本の65%を政府と州政府が、35%を指定銀行¹が保有する。財務強化を目的とした再編によって、銀行数は2005年の196行から56行まで減少したが、依然として自己資本比率が極めて低い銀行が存在するなど、課題は多い。

③ 地域銀行

地域銀行 (Local Area Banks) は民間銀行に分類され、現在4行が存在する。これらは、地方への銀行機能の提供を目的に1996年に設立されたが、営業が認められるのは隣接する3地域に限られ業容は極めて小さい。

④ 協同組合銀行

協同組合銀行は100年以上の歴史を持ち、地域密着型の小口金融機関として、商業銀行に先駆けて、農村住民を中心とする貧困層向けの正規金融普及に取り組んできた。ただし、現在の協同組合銀行の総資産額は商業銀行の約1割にとどまっており、かつて協同組合銀行が大部分を占めた農業分野向けの融資シェアも、現在は商業銀行が上回っている。経営が政府支援に大きく依存していることや、IT技術導入の遅れ、相互ネットワークの欠如などが課題となっている。

協同組合銀行のうち、都市協同組合銀行は都市部の中低所得者に向けて金融サービスを提供する。地方協同組合信用機関は農業分野をターゲットとしている。資金調達には、政府機関であるNABARD (下記参照) にサポートされている。

⑤ 全インド金融機関

全インド金融機関 (All India Financial Institutions) は、国家の優先課題に対して資金を提供するための政府系金融機関で、それぞれの根拠法により設立されている。

¹ インドの銀行は払込資本と準備金の合計規模によって、指定銀行 (Scheduled Banks) と非指定銀行 (Non-scheduled Banks) に区分される。指定銀行はRBIに一定の準備預金を預託する義務を負う。商業銀行の殆どは指定銀行であり、非指定銀行の存在は無視し得るほどに小さい。協同組合銀行のうち、指定銀行に属するのは都市協同組合銀行の一部のみである。

中小企業融資向けに設立された小規模産業開発銀行（Small Industries Development Bank of India: SIDBI）、農業、地方開発を目的に設立された全国農業農村開発銀行（National Bank for Agriculture and Rural Development: NABARD）、輸出入融資を行うインド輸出入銀行（EXIM Bank）、住宅金融を提供する全国住宅銀行（National Housing Bank）の4行が存在する。1990年代以降の株式放出により民間資本が導入され、運営方針も幾分民間的になった結果、業務が他の民間金融機関と競合する場面も増えている。

(3) インドの銀行の主要指標

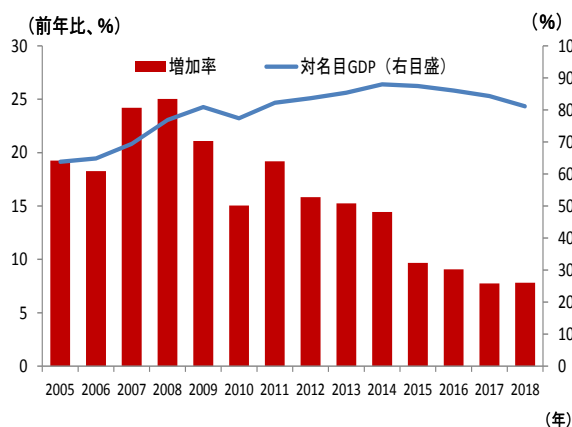
前節でみた通り、インドの銀行部門のなかで、総資産および預金残高のいずれにおいても圧倒的な存在を示すのが指定商業銀行であり、その資産、預金、貸出など主要な指標の推移は以下の通りとなっている。

① 総資産および預金・貸出残高

総資産の前年比増加率はインド経済が拡大するなかで、景気拡大の速さを上回る2桁台のペースで増加してきたが、2014年に14.5%増となった後、2015年以降は10%を下回っている。この結果、対名目GDP比率も2014年の88%をピークに、その後は緩やかに低下し2018年は81%となっている（図表4）。

預金と貸出も、同様に増加率が2015年以降は前年比1桁台へと増加ペースが鈍った。対名目GDP比率は、いずれも2014年を境に低下し、2018年は預金が63%、貸出が47%となっている。これらは、①直接市場を通じた企業の資金調達の活発化や、②銀行の不良債権問題の深刻化、③2010年前後にかけての過剰投資の反動による企業の資金需要の伸び悩みなどから、銀行の信用創造機能の低下により、資産・負債両サイドの増加ペースが鈍化したためである（図表2（前掲）、図表5）。

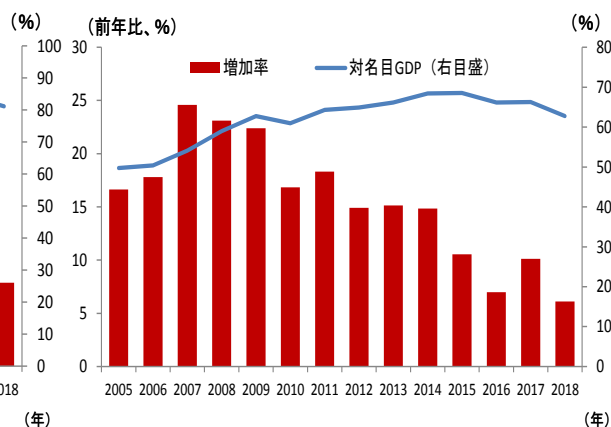
図表4：インドの銀行総資産の推移



(注) 指定商業銀行の貸出残高。

(出所) IMF、RBI

図表5：インドの銀行預金残高の推移



(出所) IMF、RBI

② 自己資本比率および不良債権比率

指定商業銀行の自己資本比率は、過去 10 年以上にわたり 12%を上回る比較的高い水準で推移しており、2018 年 9 月は 13.7%となっている。指定商業銀行の財務面からみた経営の安定性は比較的高いといえる。

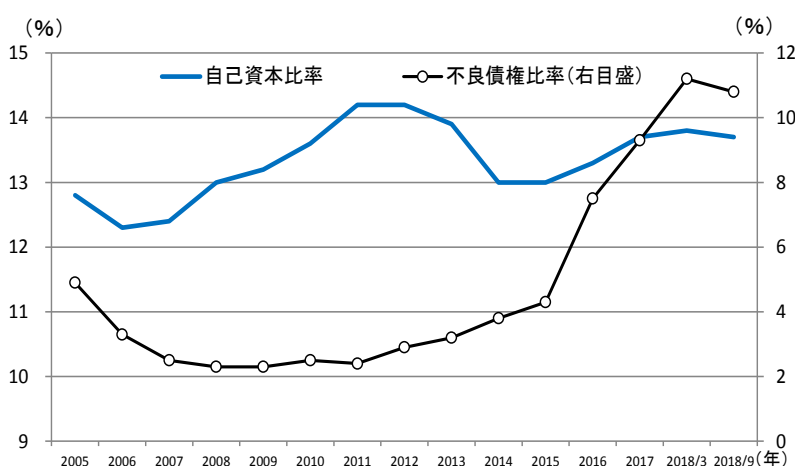
一方、不良債権比率は、2012 年 3 月時点より緩やかに上昇を続け、2016 年 3 月時点で急上昇した²。国内経済の成長鈍化を原因とする貸出資産の劣化という面はあるものの、2015 年度以降の資産査定厳格化による貸出債権の分類替えがより大きな影響を及ぼしたと考えられる。

中央銀行（中銀）であるインド準備銀行（Reserve Bank of India, RBI）は、2008 年の世界金融危機後、国内経済の悪化に伴い導入された特別措置に基づき、貸出条件緩和債権とよばれる、①返済期間、②返済額、③返済回数、④金利などの返済条件が貸出当初にくらべ緩和された債権を、不良債権に分類せず正常債権に区分することを認めた。貸出条件緩和債権は、その後の景気回復にもかかわらず増加を続けたため、中銀は 2015 年度から上記の猶予措置を停止し、より厳しい債権区分を適用することで、事態の改善を図り、この結果、貸出条件緩和債権から不良債権へ債権の分類替えが進んだ。

その後、2018 年 2 月には、さらに厳しい債権の仕分けが求められ、従来は不良債権には区分されなかった元本や利払いの延滞が 90 日以下の債権が、不良債権に分類されるようになった。

不良債権比率は 2016 年以降も上昇基調を続け、2018 年 9 月は 10.8%と同年 3 月の 11.2%からわずかに低下したが、依然として高水準にある。

図表 6：インドの銀行の自己資本比率と不良債権比率の推移



(注) いずれも指定商業銀行の実績。

(出所) RBI “Financial Stability Report December 2018”

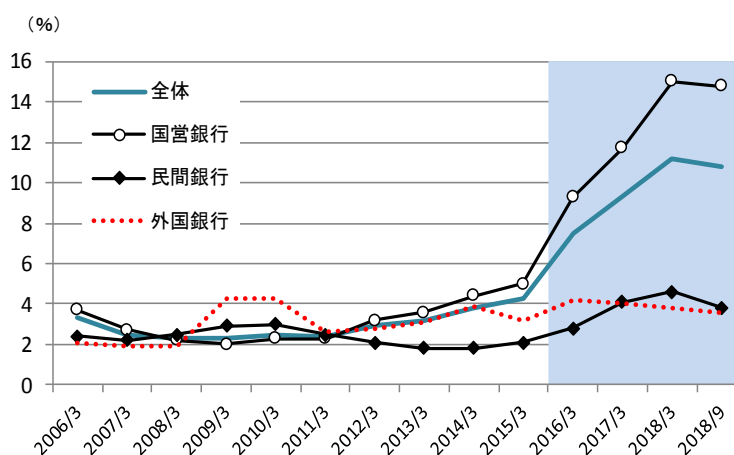
² 不良債権は貸出債権のうち元本・利払いの返済の延滞が 90 日を超えた債権と定義される（2018 年 2 月まで。その後元本や利払いの延滞が 90 日以下の債権も不良債権に分類されるようになった）。

2. 不良債権問題とその解決に向けた動き

(1) インドの不良債権問題の根源

指定商業銀行の不良債権比率の内訳を銀行の属性別にみると、民間銀行および外国銀行の不良債権比率は上昇が比較的緩やかにとどまる。一方で、国営銀行は上昇が顕著であり、不良債権比率全体を押し上げていることから、不良債権は国営銀行に集中している様子が見えてくる（図表7）。

図表7：インド商業銀行の不良債権比率の推移



(注) 網掛け部分は指定商業銀行全体と国営銀行の不良債権の上昇が顕著な時期
(出所) RBI

指定商業銀行の不良債権がとりわけ国営銀行において増加した主因は、各行の与信判断の甘さにある。国営銀行は、以下に述べるように政府の実質的な資金調達先として利用された結果、貸出評価には甘い基準が適用されてきた。そうしたなか、国営銀行に、①航空・通信など特定産業やインフラ建設など特定用途向けの、②主として中長期の貸出が増えたことが、不良債権の増大の原因となった。

インドでは、経済自由化後に、従来は国が独占してきた航空・通信などの産業に民間企業が相次いで参入し、これら産業からの資金需要が増加したほか、それまで整備の遅れていた各種のインフラ事業の開発が進むなかで、同事業向けの資金需要も急増した。指定商業銀行はこれらへの貸出に対応することとなったが、民間銀行は総じてこれらへの貸出に及び腰であり、政府の意向により国営銀行が担うこととなった。しかし、国営銀行も過去に事例のない産業や用途向けの与信判断能力を欠いており、適切な審査・判断もないままに貸出は拡大していった。

また、これらの産業や用途向けの貸出は、通常中長期の与信となることが多いため、指定商業銀行として流動性の高い預金を資金調達の原資とする国営銀行は、大規模な調達と運用（貸出）の期間のミスマッチに直面することとなった。

(2) 国営銀行の不良債権と引当の状況

国営銀行のなかでも、自己資本比率や不良債権比率でみた健全性には差があり、とくに不良債権比率は各行の間での差が目立つ。国営銀行のうち資産規模で測った上位 15 行については、自己資本比率は最も高い STATE BANK OF INDIA を筆頭に、いずれも 10% を上回っている。しかし、不良債権比率は、最大手の STATE BANK OF INDIA のほか CANARA BANK、SYNDICATE BANK などは 10% 強の水準にとどまっているが、IDBI BANK LIMITED を含めた 4 行は 20% を超える高水準にある（図表 8）。

図表 8：国営銀行各行の自己資本比率と不良債権比率
（総資産シェア上位 15 行、2018 年 3 月時点）

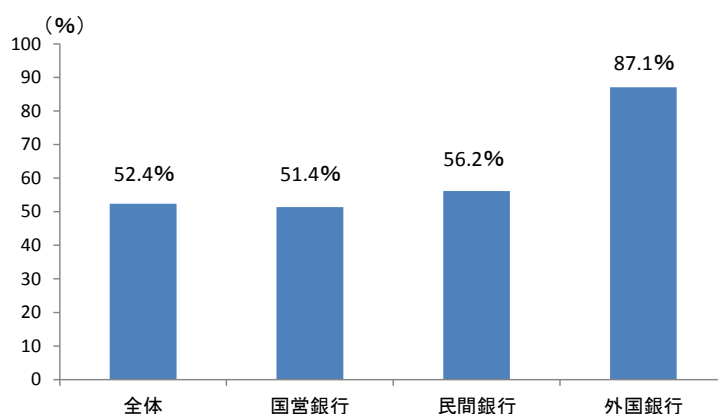
銀行	総資産 シェア	（%）	
		自己資本 比率	不良債権 比率
STATE BANK OF INDIA	27.8	13.11	10.91
PUNJAB NATIONAL BANK	7.4	11.66	18.38
BANK OF BARODA	7.1	12.24	12.26
BANK OF INDIA	6.4	12.14	16.58
CANARA BANK	6.0	12.86	11.84
UNION BANK OF INDIA	4.6	11.79	15.73
IDBI BANK LIMITED	3.7	10.70	27.95
CENTRAL BANK OF INDIA	3.4	10.94	21.48
SYNDICATE BANK	3.1	12.03	11.53
ORIENTAL BANK OF COMMERC CORPORATION BANK	2.6	11.64	17.63
INDIAN OVERSEAS BANK	2.5	11.32	17.35
ALLAHABAD BANK	2.5	10.49	25.28
UCO BANK	2.4	11.45	15.96
ANDHRA BANK	2.4	10.93	24.64
	2.3	12.38	17.09

（注）上位 15 行の全体に対するカバー率は 84%。

（出所）RBI

また、指定商業銀行の貸倒れ引当の状況を銀行の属性別にみると、外国銀行が 87.1% と高水準にある一方で、国営銀行は 51.4% と民間銀行（56.2%）を下回る相対的に低い水準にある。前節で述べた通り、国営銀行の不良債権比率が民間銀行や外国銀行を大幅に上回る水準にあることを考慮すると、少なくとも国営銀行は与信に対する引当が十分ではないと考えられる（図表 9）。

図表 9：指定商業銀行の貸倒れ引当率（2018年9月時点）



(出所) RBI “Financial Stability Report December 2018”

(3) 不良債権問題解決へ向けての取組み

以上の状況に対して、政府、および監督官庁の RBI は、不良債権処理の進展を目指し、関連法の整備と国営銀行への公的資金の注入を実施してきた。

① 破産・倒産法の整備

2016年5月に成立した破産・倒産法は、不良債権処理の進展に寄与した。インドでは従来、債務者である企業の権利が過度に保護され、倒産企業の清算が平均で4年を超えるなど処理に時間を要していた。同法の成立により、企業の倒産は国家会社法審判所（NCLT）に申請され、手続き開始が決定してから180日以内に倒産処理を完了させることが義務化された。期間延長が90日まで認められるものの、同法の下では最長で1年未満での企業の倒産処理が可能となり、不良債権処理の促進に寄与した。

② 公的資金の注入

インド政府は、銀行の資本を增強し不良債権処理を促すため、公的資金注入を推進してきた。2015年7月、政府は国営銀行に対する第一次増資案を発表した。同案では、国営銀行に対し2.4兆ルピー（366.4億ドル）の資本增強が必要との試算に基づいて、市場調達1.1兆ルピー（167.9億ドル）と内部留保から充当される0.6兆ルピー（91.6億ドル）を除いた0.7兆ルピー（106.9億ドル）を、2019年3月までの4年間に政府予算から注入するとした。

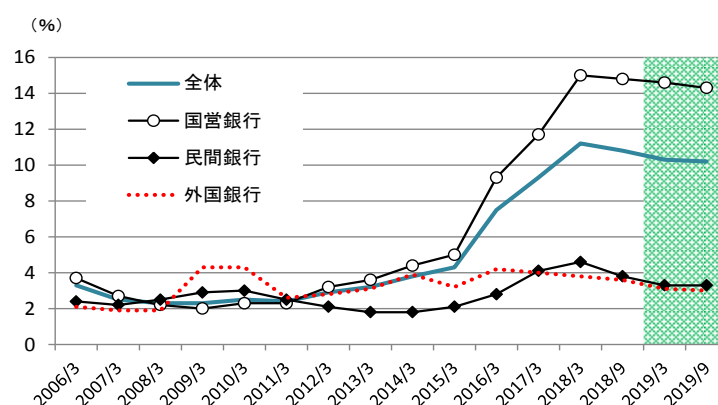
しかし、国営銀行各行の市場調達および内部留保充当による増資は進まなかったため、2017年10月、政府は2017年度および2018年度の2年間で2.11兆ルピー（324.1億ドル）の資本增強となる第二次増資案を発表した。第一次および第二次増資案を合わせた最終的な増資額は2.63兆ルピー（404.0億ドル）で、このうち公的資金の注入は2.05兆ルピー（314.9億ドル）とされた。公的資金の注入額は、名目GDPの1.3%にとどまる

ため³、引き続きインドの高成長が見込まれるなかにあつては、経済の拡大により十分吸収できると考えられる⁴。インドのマクロ経済にとってのインパクトは限定的であろう。

また、RBIは、これらの対策の効果などから、指定商業銀行の不良債権は、国営銀行を含め2019年3月および9月にかけて緩やかに低下を続けるとの試算を発表している(図表10)。国営銀行の不良債権比率は依然として高水準ながら、ひとまず上昇には歯止めがかかる見通しとなっている。

RBIは試算の前提となる2019年の経済環境を、実質GDP成長率が7.2%、消費者物価上昇率が3.0%と予測している。2018年の実績(実質GDP成長率:7.3%(IMF見込み値)、消費者物価上昇率:4.7%)と比較すると、成長率のほぼ横ばいと物価上昇率の低下が予想されている。したがって、名目GDPの増加ペースの鈍化が見込まれていることになり、このような環境では、通常は貸出は伸びを高めにくいいため、不良債権比率の低下には、処理の進展に伴う不良債権減少の寄与が、相当程度見込まれていると想定される。

図表10：RBIによるインド商業銀行の不良債権比率の見通し



(注) 網掛け部分は予測値。

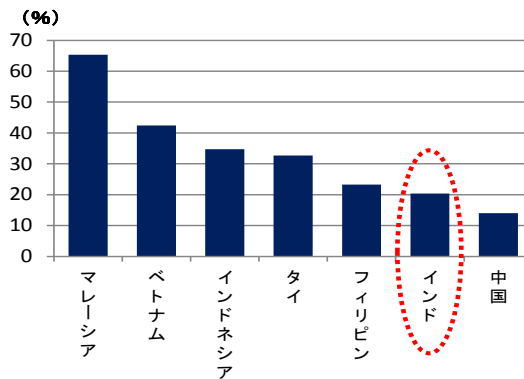
(出所) RBI “Financial Stability Report December 2018”

なお、インドは2018年末時点で3,680億ドル、同年の輸入の8.6か月分の外貨準備高を有しており、外貨繰りの懸念は小さい。①不良債権処理が進展しつつあること、②予定されている公的資金注入額のマクロ経済に対する負荷が大きいこと、および③インドの対外債務残高は経済規模との対比でみて大きくないことから(図表11)、不良債権問題が資本流出につながる可能性は小さいと考えられる。不良債権問題が国情および外貨繰りへ大きな影響を及ぼす事態を懸念する必要はなかろう。

³ 2015年から2018年の名目GDPの平均に対する比率。

⁴ 2019年1月に公表されたIMFの見通しにおいて、インドの実質GDP成長率は、2019年が7.5%、2020年が7.7%と予想されている。

図表 11：インドの対外債務残高の対名目 GDP 比率
(アジア主要国との比較、2017 年末)



(資料) インド準備銀行データより作成

3. インドの銀行部門の課題とリスク

(1) 国営銀行の再編と民営化への動き

政府と中銀による破産・倒産法の整備や公的資金の注入により、不良債権処理は進みつつあるが、障害となりかねないのが、国営銀行の経営の健全性が改善しないことである。かねてより、国営銀行の経営健全化における課題として、①ガバナンスの不備、②経営の決定や重要ポストの人事への政府の介入、③市場原理の欠如などが指摘され、その改善策とされてきたのが銀行の再編および民営化である。

① 国営銀行の再編

国営銀行と弱小民間銀行の間、および民間銀行間では合併が行われているが、肝心の国営銀行同士の合併は、1993 年の Punjab National Bank と New Bank of India の合併以来、実施されていない⁵。2016 年 2 月に政府は国営銀行を再編させる意向を表明したが、目立った進捗はみられない。

合併による大型化や経営の効率化が銀行の競争力を向上させるとの見方から、国営銀行の本格的な再編を促す声はかねてから存在する。しかし、そのためには、まず国営銀行の財務状況の改善が求められるほか、予想される労働組合側の激しい反発への対応として、合併による相乗効果が明確に提示される必要がある。今後の国営銀行の再編の実現には相当な時間を要すると考えられる。

② 国営銀行の民営化

RBI は 2014 年 5 月の報告書にて、国営銀行の経営改善の方法の一つとして国営銀

⁵ 2008 年と 2010 年に行われた SBI グループ内の合併を除く。

行の株式に対する政府保有比率を 50%未満に引き下げることを提案し、2015 年 2 月にかつての開発金融機関である IDBI Bank について その可能性があることを明らかにした。これにより、国営銀行の民営化への道筋が開かれたとみられたが、国営銀行に公的資金が注入されるなか、2017 年 5 月、IDBI Bank は早期是正措置⁶の対象となり、業務縮小と資産圧縮が義務付けられた。

以後も公的資金を注入された多くの国営銀行が早期是正措置の適用対象となっており、国営銀行は民営化以前に経営健全化を優先させなければならない状況にある。ジャイトリー財務大臣も、2018 年以降同様の見方を複数回にわたって示しており、国営銀行の民営化に対する政治的な合意形成が難しいことなどから、国営銀行の財務状況の健全化を優先度の高い課題とした。民営化に対する労働組合の反発も合わせて考えると、国営銀行の民営化が向こう数年内に進展する可能性は低いと予想される。

(2) インドの銀行監督体制を巡る中銀と政府の関係

インドにおいて商業銀行に対する規制・監督権限を有する機関は中銀の RBI である。銀行規制法 (Banking Regulation Act, 1949) に基づいて、RBI は、銀行免許の付与、支店の開設の認可、金融機関への実地検査、銀行経営者の任免に関する権限などを有している。さらに、1964 年の法改正により他の金融機関やノンバンクに対する権限も与えられた。なお、RBI において銀行の規制・監督を一括して行っているのは、金融監督委員会 (Board for Financial Supervision: BFS) である。

一方、インド準備銀行法 (Reserve Bank of India Act, 1934) は、RBI 総裁、副総裁、およびその他の理事の任命・罷免権限が中央政府にあると定めているまた、同法は、公益に必要であれば、中央政府が RBI 総裁と諮問の上で、随時、RBI に指令を出すことを認めており、RBI が定められた義務を果たしていないと中央政府が判断すれば、RBI の中央評議会を無効とし、その権限等が中央政府の決めた機関に委託されることも認めている。したがって、中央政府は銀行セクターの規制・監督業務においても、RBI を通じた関与が可能である。この点で、インドでは中銀が政府から独立しているとはいえない。

2018 年には、金融監督に関する中銀の独立性を巡り、RBI と政府の意見対立が目立ち、12 月にはパテル総裁が辞任する事態に至った。2019 年 4、5 月に実施が予定される総選挙を前に、融資が増えやすい環境を整えるよう、政府からの要求が続いたためとみられる。RBI は早期是正措置の緩和などを実施したが、さらなる対応に行き詰った模様である。

パテル総裁の後任として、モディ首相に近いとされる元財務次官ダス氏が総裁に就任した。就任直後の記者会見において、中銀の独立性を守る意向を示したが、ダス総裁就

⁶ RBI が金融機関の破たんを未然に防ぎ、経営健全化を確保するため 2002 年に導入され、2017 年 4 月に基準が見直された。早期是正措置の対象となると、配当支払、利益送金、支店開設が禁止されるほか、引当率の引き上げが義務付けられるなど業務縮小・資産圧縮が求められる。

任後初となる2月5～7日の金融政策決定会合においては、政策金利の引き下げが実施された。基本的には、世界経済減速のインドのマクロ経済への悪影響や、物価上昇率の鈍化を考慮しての決断と考えられるが、総選挙を前に現政権への配慮が働いた可能性も否定できない。

上述の通りインドにおいてはそもそも法律上、中銀の独立性が保たれていないため、今後も銀行監督に関わる政府の中銀への関与は続くことが予想される。少なくとも4、5月の総選挙までは、中銀の独立性が現在より改善する見通しは立たず、むしろ悪化する可能性の方が大きいと判断される。

銀行再編と民営化による経営効率の改善が進まないなかで、政府から中銀への圧力により国営銀行を通じた採算性の低い融資が増えることが、ようやく進捗し始めた不良債権問題の解決の障害となるおそれがある。この点を当面のインドのマクロ経済における重大なリスク要因と捉える必要がある。

(3) ノンバンクの経営悪化

インドでは、不良債権処理などにより銀行貸出が伸び悩み一方で、ノンバンクによる貸出が増加ペースを高めてきた。その最中、2018年8月以降、インフラ開発融資を主業務とする大手ノンバンクのIL&FSが社債やコマーシャルペーパーなどの債務不履行を繰り返した。これを機にノンバンク業界の信用不安・流動性危機リスクが高まり、市中からの借入れコストが上昇したためノンバンクの貸出は伸び悩み、自動車販売が減少するなど消費の一部に影響が及ぶ事態となった。これらの状況に対して、RBIは銀行からノンバンクへの資金供給を促す措置を実施し、また、政府は10月にIL&FSの取締役をすべて解任し同社を管理下に置いた。

ノンバンクの規模を指定商業銀行との比較で見ると（いずれも2018年3月）、総資産では13%、貸出では20%にとどまる。また、自己資本比率は22.9%と指定商業銀行の13.8%を大きく上回るほか、不良債権比率は5.8%と指定商業銀行（11.2%）を大きく下回る。したがって、規模から判断されるインパクトの面では、指定商業銀行ほど大きくなく、また、統計指標から判断される財務内容は、指定商業銀行に比べ健全である。ノンバンクの資金繰りの問題はインドの金融セクターにおいてリスク要因の一つと認識すべきであるが、注意を要する対象としては上述のリスクを超えるものではなからう。

4. まとめ

インドの銀行部門において、中心的な役割を果たしている指定商業銀行の不良債権比率は、RBIが2015年度から厳格な資産査定を実施するようになったことなどから、2016年3月時点で急上昇した。不良債権比率は2016年以降も上昇基調を続け、2018年9月は10.8%と同年3月の11.2%からわずかに低下したが、依然として高水準にある。

不良債権は国営銀行に集中しており、その主因は、国営銀行が、政府の実質的な資金

調達先として利用された結果、貸出評価に甘い基準が適用されてきたことである。①航空・通信など特定産業やインフラ建設など特定用途向けの、②主として中長期の貸出が増えたことが、国営銀行の不良債権の増大の原因となった。

政府および監督官庁の RBI は不良債権処理の進展を目指し、破産・倒産法の施行と国営銀行への公的資金の注入を実施してきた。最終的な公的資金の注入額は 2.05 兆ルピー（314.9 億ドル）とされる。公的資金の注入額は、名目 GDP の 1.3%にとどまるため、引き続きインドの高成長が見込まれるなかにあっては、経済の拡大により十分吸収できると考えられる。インドのマクロ経済にとってのインパクトは限定的であろう。

RBI は、これらの対策の効果などから、指定商業銀行の不良債権比率が 2019 年 3 月および 9 月にかけて緩やかに低下を続けるとの試算を発表している。国営銀行の不良債権比率は依然として高水準ながら、上昇に歯止めがかかる見通しである。

インドは 2018 年末時点で 3,680 億ドル、同年の輸入の 8.6 か月分の外貨準備高を有しており、外貨繰りの懸念は小さい。①不良債権処理が進展しつつあること、②予定されている公的資金注入額のマクロ経済に対する負荷が大きいこと、および③インドの対外債務残高は経済規模との対比でみて大きくないことから、不良債権問題が資本流出につながる可能性は小さいと考えられる。不良債権問題が、国情および外貨繰りへ大きな影響を及ぼす事態を懸念する必要はなからう。

銀行部門の課題は、銀行再編と民営化により国営銀行の経営効率を高めることだが、向こう数年の間にこれらが進捗するとは考えにくい。また、従来から問題視されてきた中銀の政府からの独立性の欠如は解消されず、今後も銀行監督について政府の中銀への関与が続くと考えられる。

銀行再編と民営化による経営効率の改善が進まないなかで、政府から中銀への圧力により国営銀行を通じた採算性の低い融資が増えることが、ようやく進捗し始めた不良債権問題の解決の障害となるおそれがある。この点を当面のインドのマクロ経済における重大なリスク要因と捉える必要がある。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2018 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>